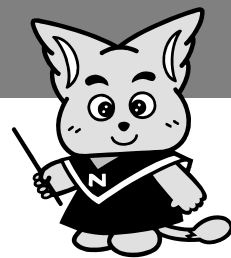


国民年金だより



成人式を迎えられた皆さん おめでとうございます

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

Q 国民年金の加入手続きは、どこで行えばいいの？

A 国民年金の加入手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口でお手続きください。時間に余裕がなく、窓口で手続きができない場合は、郵送により手続きすることもできます。

Q 毎月の保険料はいくら？

A 国民年金の保険料(定額)は、月額13,860円です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。例えば10年間納付(合計48,000円)された場合の付加年金額は24,000円です。付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただくことが必要です。

Q 口座振替が便利でお得！

A 口座振替は金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落としされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落としされる当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が割引されます。

口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べてさらに割引額が高くなります。たとえば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して3,490円の割引(現金での1年前納は2,950円の割引)です。

Q 毎月13,860円は払えない そんなときはどうすればいいの？

A 20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料猶予制度を利用することができます。手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

【お問い合わせ先】 住民福祉課(☎77-3613)・住民福祉室(☎78-2212)

土砂災害に備えて！

(徳島県からのお知らせ)

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？

危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど、「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら、早めの避難を心がけましょう。

住民の一人ひとり、土砂災害に對した確かな判断をし、行動をとるために、行政は専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

この「知らせる努力」の一つが、土砂災害防止法です。

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

県や市町村では、基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップ作成を連携しながら行っています。

なお、土砂災害防止法の詳しいことは、国土交通省河川局ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/river/>)をご覧ください。

問い合わせ先
徳島県土整備部砂防課

TEL 088-621-1540
FAX 088-621-1866
E-mail sabouka@pref.tokushima.lg.jp